

大阪府大麻取扱者免許申請に係る審査基準の一部改正案について

1. 改正の要旨

大阪府では大麻取扱者を免許するに当たって、満たすべき最低限の基準（以下、審査基準）を定め、従来から運用している。大麻は、濫用された場合の保健衛生上の危害が甚大であるため、これまで国より示された審査の考え方を整理し、大麻取扱者免許の審査基準の解釈を明確にするため改正します。

2. 主な改正点

- ①審査基準の記載を分かりやすくするため、体系的に記載の整備を行います。

- ②免許を与える要件について具体的に規定します。

3. 具体的な審査基準の改正内容

別紙新旧対照表のとおり